



平成 26 年 4 月 25 日

編集・発行

北塩原村住民課

☎0241-23-3113

Eメール

seikatsu01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

『東日本大震災』関連情報

■村内の各地区及び幼稚園・小中学校の放射線量の測定値について

単位(マイクロシーベルト/時)

	北山地区 (役場前)	大塩地区 (活性化センター前)	桧原地区 (桧原出張所前)	裏磐梯地区 (裏磐梯合庁前)
4月16日	0.075	0.093	0.090	0.083
4月23日	0.075	0.094	0.106	0.091

※測定方法は、リアルタイム線量測定システム及び地面から1mの高さで測定。

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

単位(マイクロシーベルト/時)

	さくら小	裏磐梯小	第一中	裏磐梯中	さくら 幼稚園	裏磐梯 幼稚園
4月16日	0.119	0.087	0.124	0.085	0.098	0.094
4月23日	0.118	0.090	0.123	0.130	0.100	0.101

※測定方法は、リアルタイム線量測定システム及び地面から1mの高さで測定。

【問合せ先】教育委員会教育班 電話0241-23-1333

■村内の公共施設等の放射線量の測定値について

単位(マイクロシーベルト/時)

	北塩原村 公民館玄関前	グリーンセンター 玄関前	自然環境活用 センター玄関前	保健センター 玄関前	芙蓉保育園 玄関前
4月16日	0.090	0.100	0.080	0.090	0.090
4月23日	0.100	0.110	0.090	0.110	0.090

※測定方法は、地面から1mの高さで測定

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

単位(マイクロシーベルト/時)

	明治大学セミナー ハウスグラウンド	スポーツパーク 桧原湖グラウンド	いこいの森 ふれあい広場	村民体育館 玄関前	村 民 グラウンド
4月16日	0.030	0.050	0.100	0.110	0.120
4月23日	0.090	0.130	0.120	0.110	0.100

※測定方法は、地面から1mの高さで測定

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

■水道水中の放射性物質の測定値について

北塩原村では4月15日に採水しましたモニタリング検査をはじめ過去122回実施しております。
検査の結果、すべての水道水のいずれからも放射性物質は検出されていません。

【問合せ先】建設課建設班 電話0241-23-3261

■学校給食食材放射性物質検査事業について

村では、子供達に安全安心な給食を提供するため、毎日給食提供前に食材の検査を実施しております。
平成26年4月18日現在までの検査において、放射性物質は一度も検出されていません。

【問合せ先】教育課教育班 電話0241-23-1333

■自家用野菜等の放射性物質検査（無料）を実施しています！

「北塩原村農産物検査室」を北塩原村構造改善センター（北山）内に設置し、これまでの「自家用野菜」の他に「土壌」や「肥料」等の検査を実施しています。

なお、「きのこ」「山菜」につきましては、放射性物質の吸収率が非常に高いことから、「野生」、「栽培」に関わらず事前に検査されることをお勧めいたします。

希望される方は、平日の午前9時から午後4時までに、下記の問い合わせ先に申込みをお願いします。

【問合せ先】北塩原村農産物検査室 電話0241-23-0536

■原子力事故損害賠償請求「巡回相談」の実施について

これまで、毎週水曜日に自然環境活用センターで開催していました巡回相談窓口の開催日・開催方法が4月より次のとおり変更となっています。

○巡回相談日時・相談方法

第1・第3水曜日 午前10時～午後4時 時間予約制

※巡回相談日にご予約がない場合は不在となります。

○予約方法

予約専用電話 0242-24-0710

○予約受付時間

午前9時～午後4時 予約の最終受付は前日の午後4時まで[土日・祝日を除く]3月17日より受付開始

○対象となる方

原子力発電所の事故により、風評被害に伴う減収などの損害を被られた観光業・商工業・サービス業・農林業を営まれている方

○開催場所

北塩原村自然環境活用センター「巡回相談日以外にも アピオスペースでは月曜日～土曜日（祝日を除く）の午前9時～午後5時までご相談受付」

【問合せ先】総務企画課企画室 電話0241-23-3112

■本村農業の活性化に向けた各種補助事業を行う農家等の募集について

意欲のある農家や団体を支援するため、次の補助事業を行う農家等を募集しています。

一つ目は、農業生産法人等の組織化を目指す方々を対象としたもので、補助対象は「農業設備」や六次化に必要な「加工用機械」、品質向上等に繋がる新たな「農業用資材（肥料、マルチ等）」となり、補助率は4割（限度額100万円）です。

二つ目は、新規就農希望者及び雇用する本村の担い手農家を支援するもので、補助対象は新規就農者希望者（村民または、将来転入を希望する方等）を雇用する担い手農家（認定農業者及び一定規模以上の農家）で補助額は月額最高で13万7千円（年間6ヶ月）です。

【問合せ先】北塩原村農林課 電話0241-23-1334

■農林産物のモニタリング検査実施について

今年度も県において農産物65品目、山菜15品目等のモニタリング検査が実施されております。コシアブラ以外で基準値を超えた品目はありませんが、それぞれ3点以上の検査が必要ですので、ご協力をお願いいたします。

◎検査時期

①農産物

毎週火、水の午前中持込（週末に結果が判明します。）

②林産物（山菜、栽培きのこ等）

随時実施されますが、午前中持込となります。（翌日の夕方に結果が判明します。）

◎採取量

原則1Kgですが、数量の確保が困難な品目は500g程度でよいものもありますので、農林課農林班にお問い合わせください。

◎注意してください

栽培きのこはほだ木等の資材検査が済んでないと、きのこの検査が受けられません。野生きのこは出荷販売できません。

【連絡先】農林課農林班 電話0241-23-1334